

第6 自立した生活の実現と暮らしの安心確保

平成 27 年度から施行される生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立・就労支援等を一層促進していくとともに、生活保護制度の適正実施、自殺・うつ病対策などにより、自立した生活の実現と暮らしの安心を確保する。

1 生活困窮者の自立・就労支援等の推進及び生活保護制度の適正実施

3兆1,486億円(2兆9,049億円)

(1)生活困窮者自立支援制度の円滑な施行及び生活保護制度の適正実施

2兆9,136億円(2兆8,974億円)

①生活困窮者等に対する自立支援策【一部新規】 500億円(150億円)

平成 27 年度から施行される生活困窮者自立支援法に基づき、いわゆる「第2のセーフティネット」を強化するものとして、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な相談支援や就労支援等を実施し、生活保護受給者支援策等との連携の下、生活困窮者の自立をより一層促進していく。

また、対象者の早期発見のための連携や働く場の開拓、地域における就労支援体制の構築など生活困窮者支援を通じた地域づくりを行う。さらに、子どもの貧困対策大綱も踏まえ、貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯に対する子どもの学習支援を実施する。

併せて、平成 27 年度から施行する改正生活保護法に基づき、生活保護受給者に対する就労支援の充実を図る。

(参考)【平成 26 年度補正予算案】

○ 地域社会におけるセーフティネット機能の強化 40億円

都道府県社会福祉協議会が行う低所得者等向け生活福祉資金貸付の原資の補助を行う。

○ 自治体連携による生活困窮者等の就労・社会参加の促進

【26 年度補正予算 地域住民生活等緊急支援のための交付金(仮称)[地方創生先行型]
1,700 億円の内数 (内閣府計上)】

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成 26 年 12 月 27 日閣議決定)に基づき、大都市圏の生活困窮者等が、地方において就労・社会参加するための支援を実施する。

②生活保護にかかる国庫負担

2兆8,635億円(2兆8,823億円)

生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度にかかる国庫負担に要する経費を確保する。

また、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化等を進めるとともに、住宅扶助基準及び冬季加算の見直し等を行う。

ア 住宅扶助基準及び冬季加算の見直し

社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、最低生活の維持に支障が生じないよう必要な配慮をしつつ、以下の見直しを行う。

- ・ 住宅扶助基準については、各地域における家賃実態を反映し、最低居住面積水準を満たす民営借家を一定程度確保可能な水準としつつ、近年の家賃物価の動向等も踏まえて見直す。
- ・ 冬季加算については、一般低所得世帯における冬季に増加する光熱費支出額の地区別の実態や、近年の光熱費物価の動向等を踏まえて見直す。

イ 生活扶助基準の見直し

平成25年8月から三段階で行う生活扶助基準の適正化の三段階目に併せ、国民の消費動向などの社会経済情勢等を総合的に勘案し、生活扶助基準の改定を行う(平成27年4月実施)。

③新たな生活困窮者自立支援制度を担う人材養成等の実施 93百万円(67百万円)

新制度の導入に伴い、生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援を担う相談支援員等の養成等の体制整備を行う。

(2)生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進など(再掲・36ページ参照) 69億円(75億円)

(3)簡素な給付措置(臨時福祉給付金) 1,693億円

低所得者に対し、消費税率引上げ(5→8%)による影響を緩和するため、簡素な給付措置(臨時福祉給付金の支給)を引き続き行うこととし、市町村に対する給付費及び円滑な支給に必要な事務費の補助等を行う。

〔給付対象及び給付額〕

- ・ 市町村民税(均等割)が課税されていない者(市町村民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等を除く)一人につき、6千円(平成27年10月～28年9月末までの1年分として)

(4)子育て世帯臨時特例給付金

587億円

消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置を行うこととし、市町村に対する給付費及び円滑な支給に必要な事務費の補助等を行う。

〔給付対象及び給付額〕

- ・ 平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）の受給者及び要件を満たす者に係る児童手当の対象児童一人につき3千円

2 「社会的包容力」の構築

(1)ひきこもり対策の推進 1(1)①生活困窮者等に対する自立支援策500億円の内数

ひきこもりの人やその家族に対するきめ細やかで継続的な相談支援や、早期の把握が可能となるよう、ひきこもり地域支援センターの設置運営事業、ひきこもりサポーター養成研修、派遣事業の効率的な実施を図り、ひきこもり対策を推進する。

(2)寄り添い型相談支援事業の実施

1(1)①生活困窮者等に対する自立支援策500億円の内数

生きにくさや暮らしにくさを抱える人がいつでもどこでも相談ができ、誰でも適切な支援を受けられるようにするため、問題を抱える人からの電話相談を受けるとともに、必要に応じて支援機関の紹介や同行支援などの寄り添い支援を行う。

（東日本大震災被災3県では被災者支援として別途実施）

（参考）【平成26年度補正予算案】

○ 中山間地域等における「多世代交流・多機能型福祉拠点」の推進

【26年度補正予算 地域住民生活等緊急支援のための交付金（仮称）〔地方創生先行型〕1,700億円の内数（内閣府計上）】

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）に基づき、中山間地域等において、地域交流、地域支え合いの拠点として、多世代交流・多機能福祉拠点を整備し、既存制度も活用しながら、居場所、相談、見守り、通所サービス等を柔軟かつ一体的に提供する。

○ 地方改善施設、社会事業学校の整備

15億円

災害の発生に備え、地域住民の福祉の向上や人権啓発の拠点となるコミュニティセンターである隣保館等の耐震化を進める。また、市の災害時避難拠点ともなっている日本社会事業大学において、学生等の安全確保を図るため、老朽化等が進んでいる防災設備等の改修を行う。

3 自殺・うつ病対策の推進

38億円(36億円)
(地域生活支援事業計上分を除く)

(1) 地域での効果的な自殺対策の推進と民間団体の取組支援【一部新規】

3.5億円(3億円)

都道府県・指定都市に設置されている「地域自殺予防情報センター」での専門相談の実施のほか、関係機関のネットワーク化等により、うつ病対策、依存症対策等の取組を推進するとともに、地域の保健所と職域の産業医、産業保健師等との連携の強化による自殺対策の向上を図る。

また、自殺未遂者等へのケアに当たる人材を育成するための研修を行うとともに、全国的または先進的な自殺対策を行っている民間団体に対し支援を行う。

さらに、医療機関において、自殺未遂者が当該医療機関に搬送された際に再度自殺を図ることを防止するため、臨床心理技術者等によるケースマネジメントを行う。

(2) 自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成(一部再掲・72ページ参照)

33億円及び地域生活支援事業(464億円)の内数

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医、ケースワーカー等の地域で活動する人に対するうつ病の基礎知識、診断、治療等に関する研修を行うこと等により、地域の各種相談体制と精神保健医療体制の連携強化を図る

また、うつ病の治療で有効な認知行動療法(※)の普及を図るため、医療機関の従事者等の養成を行う。

さらに、メンタルヘルス不調者の発生防止のため、職場でのストレス等の要因に対し、適切な対応が実施されるよう事業者等への支援を行うとともに、ストレスチェック制度創設に向けて周知や研修を実施するなど、職場におけるメンタルヘルス対策を推進するための「こころの元気応援プラン」を実行する。

※認知行動療法：ものの受け取り方や考え方に働きかけて気持ちを楽にする精神療法。

(3) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ(多職種チームによる訪問支援)体制の整備(後掲・81ページ参照)

地域生活支援事業(464億円)の内数

(4) 災害時心のケア支援体制の整備(後掲・81ページ参照)

27百万円及び地域生活支援事業(464億円)の内数

4 戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護など

304億円(326億円)

(1) 戦後 70 周年における取組【一部新規】 24億円(15億円)

① 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給など【新規】 7.5億円

国として弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に対して特別弔慰金を支給する(年 5 万円、5 年償還の国債を 5 年ごとに 2 回交付)。

また、戦没者遺児による慰霊友好親善事業における洋上慰霊の実施や、全国戦没者追悼式への国費参列者の増員など、戦没者の追悼、次世代への労苦継承等の取組強化を図る。

※特別弔慰金の支給事務費として、4.8 億円計上。

② 戦没者遺骨収集帰還の促進 16億円(15億円)

戦没者の遺族が高齢化するなか、未だ多くの戦没者の遺骨収容が行われていない現状を踏まえ、一柱でも多くの御遺骨をできる限り早期に収容できるよう、海外の公文書館の集中的な資料調査等、遺骨情報収集の強化等を行い、戦没者遺骨収集帰還事業の促進を図る。

(2) 中国残留邦人等の援護など 112億円(113億円)

平成 26 年 10 月に開始した配偶者支援金の支給を含め、中国残留邦人等への支援策を着実に実施するほか、先の大戦に関する歴史的資料でもある戦没者等の援護関係資料について、後世への伝承や広く国民や研究者等の利用に資するよう、国立公文書館へ移管するための取組を行う。